

組合定期總會に於て何分善處することゝしてそれ迄本年二月の協定率に依ることとし同日夜深更に至り双方會見接衝したるも議合はず遂に交渉決裂したので、船頭組合にては門司港若松港等に繫船中の組合船に指令を發し十二月八日午前六時より一齊停船罷業を開始したのである。

依つて同日運送業組合に於ては組合幹部協議會を開催し

1、本年二月協定賃率の勵行

2、不拂運賃の即時支拂

3、大正十五年の協定率への復歸（一割七分の値上）は絶対拒絶すること

の數項を決定し事務所を當分門司市機橋通群芳閣に置き交渉委員七名を選定したのである。

一方船頭組合側に於ても爭議本部を舊門司三丁目組合事務所

に設け、幹部集合對策協議の結果八日午後六時組合員を招集（約一七〇名會合）し爭議の事由を説明して圓滑なる統制と結束を固むると共に監督員五名本部詰三名の部員を置いて要求貫徹の爲邁進することとなつた。

次に船主側に在りては一應は表面中立の態度を示したのであるが、運送業組合に比し船主船頭間の利害關係は同様の立場に在りて其の關係自ら密接なるものあり、従つて運送業組合側にして誠意を缺く場合は船主組合に於て回漕店を設立するの意嚮さへ有し運賃の支拂に就ては船頭と同じく運送業組合に對し確實なる支拂を要求しかくて船頭組合側の利益を圖つたのである。

以上解船船頭の罷業決行に當りては無產團体の介在なかりしも、組合幹部に勇敢なる指導者を有したると一面外部の援助